広島県告示第九百九十四号

のとおり変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次

令和七年十二月十一日までの間、 その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、 縦覧に供する。

令和七年十一月二十七日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

道路の種類

県道

路線名

前原谷仙養線

 \equiv 道路の区域

神石郡神石高原町笹尾字平郡五六二神石郡神石高原町笹尾字平郡五六二		区
-郡五六二〇番一地先から		間
新	旧	の新 別旧
一一・五〇~	七八.00~	(メートル)
七二・〇〇	411.00	(メートル) 長
拡幅		備考